

さいたま市食肉中央卸売市場 売買取引の方法及び決済の方法

項目	方法	
売買取引	売買取引の原則	・卸売業者は、牛、豚等の枝肉をせり売又は入札の方法により売買取引をしなければならない。
	相対取引の承認	・市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて承認したときは、相対取引の方法によることができる。
決済	買受代金の即時支払義務	・売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に現金により支払う方法又は口座振込により支払う方法により代金を支払わなければならない。
	支払猶予の特約	・卸売業者があらかじめ売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに買い受けた物品の代金を支払わなければならない。